

入学前支給用

れいわ ねんど
令和8年度

しゅうがくえんじよひ しんせい

就学援助費の申請について(お知らせ) *両面

本市では、お子さまの就学(学校へ行くこと)に経済的にお困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を『就学援助費』として給付する制度を実施しています。この費用のうち、小・中学校に入学するお子さまの学用品や通学用品の購入に係る費用の一部を「新入学児童生徒学用品費」として入学前に給付する「入学前支給」を希望される方は、次のとおり申請してください。

対象

市内に住所があり、令和8年度、近江八幡市立各小・中学校に1年生として入学するお子さまの保護者で、援助が必要と認められる方。

* 生活保護世帯や転出予定者は入学前支給の申し込みができません。

申請期間

れいわ ねん がつ か すい
令和7年12月10日(水)～令和8年1月9日(金)ど にち しゆくじつ ねんまつねんし
※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く受けつけじかん へいじつ
受付時間： 平日 8:30～17:15

申請先

おうみはちまんしきょういくいいんかいじむがくこうきょういくか みなみべつかん がい
近江八幡市教育委員会事務局学校教育課(南別館3階) ※1月5日から本庁舎へ移転

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

ゆうそく がつ か きん つけいんゆうこう
①郵送：1月9日(金)付け消印有効 ②学校教育課に持参：1月9日(金)17時15分 締切

*各学校・幼稚園・保育所・こども園では提出することができません。

対象者の要件

準要保護者

要保護世帯を除くそれに準ずる世帯(次のア又はイに該当する世帯)

ア：保護者全員が前年度又は今年度に①～⑩のいずれかに該当している方

① 生活保護を受けていた方の内、現在受けていない方

② 市町村民税が非課税の方

③ 市町村民税の減免を受けている方

④ 個人事業税の減免を受けている方

⑤ 固定資産税の減免を受けている方

⑥ 国民年金の掛け金の減免を受けている方

⑦ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方

⑧ 児童扶養手当の支給を受けている方

⑨ 生活福祉資金貸付を受けている方(新型コロナウイルス感染症のための臨時貸付含む)

⑩ 職業安定所登録日雇労働者である方

イ：生活状況が経済的に不安定である世帯

・世帯全員の前の所得額 < 生活保護基準により算出した世帯の需要額 である世帯

*世帯員の人数や世帯員の年齢、家賃の有無などにより需要額は変わります。

審査

・認定または否認定を決定し、2月中に審査結果を通知します。

・所得の申告が済んでいない場合や提出書類が不足している場合は審査できませんのでご注意ください。

・入学前支給は仮審査(令和6年分の所得で審査)のため、審査の結果にかかるらず、全員、翌年度に本

審査(令和7年分の所得で審査)を行います。

*裏面につづく

注意事項

・入学前支給の認定を受けた後、認定条件に当てはまらなくなつた方や入学年度(翌年度)の審査で認定されなかつた方は、**全額返金いただきます。**

* 提出が必要な書類 * 4月から在籍する学校ごとに、1世帯につき1部ずつ申請してください。

必要な方	必要書類	備考
全員	児童・生徒就学援助費受給申請書	* 小学校・幼稚園・保育所・認定こども園・教育委員会にあります。
・現在、就学援助費の認定を受けていない方 ・振込先の口座を変更したい方	通帳の見開き1ページ目の写し * 振込先の口座の銀行名、支店名、口座番号、口座名義等がわかるもの	・1世帯につき1種類 ・申請者(保護者)の名義 ・裏面に4月からの学校名、学年、児童生徒の氏名(全員分)を記入してください
表面「対象者」準要保護者のア③④⑤⑦⑨⑩のいずれかに保護者が該当する場合	減免通知や貸付決定通知の写し等、それぞれを証明する書類	* 必要書類は申請書の5の欄に記載しています
住宅が市営以外の借家の方	賃貸契約書の写し * 契約者、契約期間、家賃額が記載されたもの	
令和7年1月1日時点で、近江八幡市以外に居住されていた方(単身赴任含む)	令和6年1月から12月の間の所得を証明する書類(令和7年度の(非)課税証明書等) * 被扶養者を除く近江八幡市以外に居住されていた方全員分	令和7年1月1日時点の住所地の役所で取得し、申請書と一緒に提出してください。
令和6年1月から12月の間に海外に居住していた方	令和6年1月から12月の間の所得を証明する書類(給与明細の写し等)	

援助する経費・金額及び給付時期

援助する経費	年間給付上限額(単位:円)		給付予定期
	小学校	中学校	
新入学児童生徒学用品費	57,060	63,000	2月中に保護者口座に振込む予定です

* 入学前支給の給付を受けて、翌年度の審査で認定された方は、入学前に支給された新入学児童生徒学用品費以外の費用(学用品費・給食費等)の給付を受けることができます。

問い合わせ先

近江八幡市教育委員会事務局学校教育課
市ホームページ検索用ID: 7750 (申請書及び誓約書はホームページからもダウンロードできます。)

電話 36-5531 (直通)